

甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業実施要綱

令和2年1月30日付け元政統第1464号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨・目的

甘味資源作物は、台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等や冷涼地帯での輪作を展開する北海道における基幹作物であり、地場産業である製糖業等とともに地域経済を支える存在であるが、大型の台風、干ばつ、高温多雨等の異常気象や病害虫の発生等により、生産者等の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況になっている。

本年においても気象災害や病害虫の被害が発生していることから、早期に甘味資源作物の次期作の生産性の回復・向上を図り、安定生産体制を緊急的に確立する必要がある。

また、甘味資源作物は地域の地場産業である砂糖製造業等と相まって地域を支えており、その持続的発展に向け、砂糖製造業等における働き方改革の実現も喫緊の課題となっている。

このため、地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた特に重要な取組、かんしょの高単収新品種や生分解性マルチの普及、サツマイモ基腐病等重要病害虫の防除、農業機械等の導入等による甘味資源作物の生産性向上及び分みつ糖工場等の労働効率向上やいもでん粉工場の衛生管理を高度化の取組等を支援することにより、甘味資源作物並びに砂糖及びいもでん粉製造業の生産性の向上を図ることを目的とする。

第2 事業の内容等

- 1 本事業は、別表に掲げる事業とし、事業内容、事業実施主体及び補助率については、それぞれ別表に掲げるとおりとする。
- 2 別表に掲げる事業の内容については、別記1から7までに定めるとおりとする。

第3 事業の成果目標

事業実施主体は、事業の成果目標を第4に定める事業実施計画にそれぞれ定めるものとする。

第4 事業の実施手続

- 1 事業実施計画の作成
 - (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長とし、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
 - (2) (1)の規定により承認を受けた事業実施計画の重要な変更に係る手続は、(1)の定めるところに準じて行うものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、本事業の実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、公募により新たに事業実施主体を採択する場合には、1の規定により提出のあった事業実施計画について、内容を審査した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求めるものとする。
- (3) 政策統括官は、必要に応じて委員会を開催し、関係する地方農政局長等にその審査結果を通知するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果に基づき、事業実施計画を承認するものとする。

第5 助成等

政策統括官は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、必要に応じて、当該事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第7 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本事業の実施結果について自己評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、必要に応じて、当該事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第8 関係機関との情報共有

- 1 地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、事業実施計画等に関係する道県との間で管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体の構成員に道県が含まれる場合には、この限りでない。
- 2 地方農政局長等は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、政策統括官に対し、速やかに情報を共有することとし、地方農政局長等は、その実施に係る項目について、必要に応じて協議するものとする。

第9 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努め

なければならない。

第10 個人情報取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行うための調査ができるものとする。

第12 事業成果等の調査

政策統括官は、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、本事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとする。

第13 その他

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

別表（第2関係） 事業の内容等

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 さとうきび生産性向上緊急支援事業 (別記1参照)</p>	<p>さとうきび生産性向上緊急支援事業 地域におけるさとうきびの生産性向上に向けた取組を着実に推進するために必要となる地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた取組のうち特に重要な取組及び生産構造の安定化に必要な生産対策に対して支援</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。 ただし、(2)、(4)及び(11)の者で農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組を行う者は、本事業の対象とならないものとする。</p> <p>(1) 農業協同組合 (2) 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。） (3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人 (4) 土地改良区 (5) 協議会（さとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。） (6) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。） (7) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） (8) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。） (9) 生産者の組織する団体 (10) 国内産糖製造事業者 (11) 民間企業</p>	<p>定額 (農業機械等の導入の場合は物件相当額の6/10以内。農業機械等のリース導入の場合はリース料の6/10以内。) 新品種等の導入実証等の実証の取組を行う場合、1地区当たり3,500千円以内。 病害虫の発生に備えた予防的な取組を行う場合は、10a当たり1回100円。</p>
<p>2 かんしょ生産性向上緊急支援事業</p>	<p>(1) でん粉原料用かんしょ産地対策事業 (別記2参照) でん粉原料用かんしょ等の生産性向上</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 生産者の組織する団体 2 農業協同組合 3 かんしょでん粉製造事業者</p>	<p>事業費の1/2以内（農業機械のリース導入の場合は、物件相当額の1/2以内）</p>

<p>に向けて必要となる取組に対して支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 4 協議会（でん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。） 5 かんしょでん粉製造事業者の組織する団体 6 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。） 7 土地改良区 8 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。） 9 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 10 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。） 11 民間企業 	
<p>(2) かんしょ重要病害虫対策事業 （別記3参照） 重要病害虫（かんしょ生産に重大な被害を及ぼすことが懸念されるサツマイモ基腐病及びこれに準ずる影響を及ぼす病害虫として政策統括官が別に定めるもの。以下同じ。）の防除に必要な取組に対して支援</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産者の組織する団体 2 農業協同組合 3 かんしょでん粉製造事業者 4 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。） 5 かんしょでん粉製造事業者の組織する団体 6 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。） 7 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 	<p>事業費の1/2以内、定額</p>

		<p>8 特定農業法人及び特定農業団体 （農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）</p> <p>9 かんしょ加工品製造事業者</p>	
<p>3 砂糖製造業等生産性向上支援事業</p> <p>分みつ糖工場及び国内産いもでん粉工場の労働効率向上に向けた取組に対して支援</p>	<p>(1) 分みつ糖工場生産性向上支援事業 (別記4参照)</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 協議会（さとうきび又はてん菜の生産振興の関係者により組織される団体をいう。）</p> <p>2 分みつ糖製造事業者の組織する団体</p>	定額
	<p>(2) 国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業 (別記5参照)</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 国内産いもでん粉製造事業者</p> <p>2 国内産いもでん粉製造事業者の組織する団体</p>	事業費の1/2以内
<p>4 砂糖製造業等生産性向上整備事業</p> <p>分みつ糖工場及び国内産いもでん粉工場の労働効率向上に向けた施設整備に対して支援</p>	<p>(1) 分みつ糖工場生産性向上整備事業 (別記6参照)</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 分みつ糖製造事業者</p> <p>2 市町村</p>	事業費の6/10以内
	<p>(2) 国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業 (別記7参照)</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 国内産いもでん粉製造事業者</p>	事業費の1/2以内

(別記1)

さとうきび生産性向上緊急支援事業

第1 事業の内容

本事業は、さとうきびの次期作の生産性の回復・向上に向け、さとうきび増産プロジェクトに定めた取組のうち、次に定める特に重要な取組に必要な経費（事務に要する経費を含む。）を緊急的に助成するものとする。

1 事業の内容

事業対象となる取組は、以下に掲げるものとする。

なお、(2)から(9)までの取組において、農業機械等の導入又はリース導入を行う場合（農業機械等の改良の実証を行う場合も含む。）について事業対象となる農業機械等については、別添1に定めるとおりとする。

- (1) 担い手の育成
- (2) 農作業の受委託の推進
- (3) 地力増進対策
- (4) 機械化の推進
- (5) 自然災害による被害の軽減
- (6) 種苗確保対策
- (7) 肥培管理対策
- (8) 病虫害防除対策
- (9) 新品種等の導入実証
- (10) 病虫害の発生に備えた予防的取組

2 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、地域ぐるみでの効果的な取組となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を適宜開催するものとする。

(2) 1の(2)から(8)までに掲げる取組において実証を行う場合は、次に掲げる取組を行わなければならない。

ア 1の(2)から(8)までの取組に関する実証に必要な、現地栽培試験、技術の実証・改良又は導入効果・分析のいずれか一つ以上。

イ 実証結果報告会の開催

(3) 1の(4)に掲げる取組については、1の(1)又は(2)の取組と併せて行わなければならない。また、その内容については事業実施計画書に記載しなければならない。

(4) 1の(9)に掲げる取組については、糖度・単収の向上が期待される新品種の導入の実証について、次に掲げる取組のうちエの導入実証結果報告会の開催が必ず含まなければならないものとし、かつ、イからエまでのいずれか一つ以上を含まなければならないものとする。

ア 検討会の開催

次のイからエの取組の具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討

会等の開催。

イ 新品種等の特性把握

新品種等の特性把握に必要な現地栽培試験、特性に応じた採苗・植付に必要な機械の改良試験、製糖の実証試験等を実施。

ウ 生産性向上・経営改善効果分析

新品種等の導入による生産性向上効果の測定及び生産者の経営改善効果の分析等を実施。

エ 実証結果の普及

現地栽培試験を行った新品種等に関する栽培マニュアル等、新品種等の普及を図るために必要な資料を作成し、導入実証結果報告会を開催。

なお、本取組の対象となるさとうきびの新品種等は、本取組を行う産地で未導入又は導入後5年未満の品種とする。また、新品種等には、品種登録出願中又は3年以内に出願が見込まれる品種・系統を含むものとするが、出願前の系統を対象とする場合は、未譲渡性の要件（出願日から1年遡った日より前に、出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国での譲渡は、日本での出願日から4年（材木、鑑賞樹、果樹等の木本性植物は6年）遡った日より前に譲渡していないこと。）に抵触してはならないものとする。

本取組による成果物（収穫物、加工品等）の販売又は目的に反した利用・配布は行ってはならないものとする。ただし、さとうきびの新品種等の栽培及び製糖に要する経費のうち、既存品種の栽培及び製糖においても同様に必要となるものを本事業で補助していない場合は、この限りではない。

(5) 1の(10)の取組については、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 病害虫の早期発見のために地域ぐるみでのほ場確認の取組を行うこと。

イ 地域ぐるみで、植付時又は株出管理時の粒剤施用等の予防的防除を行うこと。

ウ ほ場確認実施者に対し、別添2により病害虫の特性及び確認方法を周知するとともに、ほ場確認を行った結果について事業実施主体への報告を義務付けること。

エ ほ場確認は、植付又は株出管理後に、1ほ場当たり月1回（最大5回）実施すること。

(6) 別添1のうち堆肥散布車又は散水車の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、別表の1(1)の事業実施主体の(1)、(2)、(4)又は(9)から(11)までの者が、市町村又は島単位等の広範囲において農業用に活用する計画に基づき、農業機械等の導入又はリース導入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

(7) 別添1の(5)のうち無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）等を遵守するものとする。

(8) 国は、事業の実施に当たり、台風、干ばつその他の自然災害の被害が大きい地域や条件不利地域に対し、適切な配慮をするものとする。

第2 事業実施主体

別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 別表の事業実施主体欄の1（3）の者については、さとうきびの生産振興を行う法人であること。
- 3 別表の事業実施主体欄の1（5）の者については、農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 4 別表の事業実施主体欄の1（6）から（9）までの者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 5 別表の事業実施主体欄の1（10）の者については、さとうきびの製糖業を行う製造事業者であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 6 別表の事業実施主体欄の1（11）の者については、さとうきびの生産振興を行う企業であって、代表者、組織及び運営の規定を有しているものであること。
- 7 第1の1（2）から（8）までのうち新品種の導入、農業機械等の改良等の実証及び（10）の取組を実施する者は、別表の事業実施主体欄の1（5）に掲げる者に限るものとする。
- 8 第1の1（9）の取組を実施する者は、別表の事業実施主体欄の1（5）の者に限るものとし、新品種等の栽培実証を行う生産者又はその生産者が属する生産者団体をその構成員に必ず含めなければならないものとする。さらに、新品種等の導入実証において品種登録前の品種の実証を行う場合は、研究開発機関（育種機関）を協議会の構成員に含めなければならないものとする。
- 9 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

- （1）成果目標は、次に掲げる目標から、1つ以上（第1の1（3）、（6）及び（7）に掲げる取組についてはオを含む1つ以上。）設定することとする。

ア 生産量を平年水準（過去7年中5年平均）以上に増加（ただし、事業実施計画を作成する際に用いられる直近のデータにおいて生産量が平年水準を上回る場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標と掲げる生産量のうちいずれか多い方）。

ただし、農業機械等の導入又はリース導入の場合は、生産量5%以上増加

イ 作付面積を前年産と比較して1%以上増加

ウ 株出栽培の10a当たり収量を5%以上増加

エ 10 a 当たり労働時間を10%以上削減

オ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加

(2) 第1の1の1の(2)から(9)までに掲げる取組の実証を行う場合の成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

ア 新品種等の導入実証結果報告会を1回以上開催

イ 新品種等の作付面積割合を1%以上増加

2 目標年度

第1に掲げる取組の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の目標年度は、事業実施年度又はその翌年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）とする。

4 事業実施計画の採択要件

(1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 共通事項

(ア) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

(イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

(ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。

(エ) 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。

(オ) 農業機械等の導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

(カ) 助成の対象となる農業機械等は、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。

(キ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。なお、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。

(ク) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

(ケ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。

(コ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、ケーンハーベスタの導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。

(サ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災

等に対する保障を必須とする。)に確実に加入すること。

(シ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

(ス) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

(セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業費補助金交付要綱（令和2年〇月〇日付け元政統第〇〇号農林水産事務次官依命通知（以下「交付要綱」という。））第20の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(イ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸し付けの方法及び貸し付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は書面により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることがないよう留意するものとする。

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

ウ 第1の1の(1)から(9)までに掲げる取組が、地域における「さとうきび増産プロジェクト」に定められた取組であること。

エ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上に寄与すると認められること。

オ 事業が実施されることが確実と見込まれること。

第4 事務手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施

主体の主たる受益地区が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業実施主体名
- (2) 事業実施地区
- (3) 事業実施年度
- (4) 成果目標
- (5) 事業内容
 - ア 取組内容
 - イ 取組規模
 - ウ 事業費及び負担区分
- (6) 収支予算
- (7) 協力体制

3 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、第3の4の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、1により提出された事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、承認を受けたものとみなす。

- (2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

4 県への情報提供

地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

5 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (4) 農業機械等の変更
- (5) 成果目標の変更

第5 助成等

1 補助対象経費

補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 農業機械等を導入する場合

(ア) 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（原価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(イ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

イ 農業機械等のリース契約を締結する場合

(ア) 補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- ① 保険料
- ② 固定資産税（償却資産）
- ③ 金利
- ④ 政策統括官が特に必要と認めるもの

(イ) 農業機械等の賃借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- ② リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

(ウ) 本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

- ① $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内
- ② $\text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

ウ 農業機械等の導入及びリース導入を伴わない取組

(ア) 補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記8に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記8の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を

行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものを見なすものとする。

(イ) 第1の1の(2)から(9)までに掲げる取組の補助対象経費は、次に掲げる経費であって、(ア)の基準を満たすものとする。ただし、当該取組による収穫物や加工品等を販売する場合にあっては、②並びに③のうち栽培及び製糖に係る費用のうち、既存品種の栽培及び製糖においても同様に必要となるものは補助対象外とし、新品種等の栽培及び製糖の実証に係る掛かり増し経費のみを補助対象とする。

① 新品種等の産地導入に向けた検討会の開催等に係る経費

② 新品種等の産地導入のために生産における実証試験に必要となる実証ほの設置・運用経費、管理・調査賃金、栽培実証に必要となる種苗、肥料や農薬等の生産資材、作業機械の借上げ、栽培技術指導及び品質評価分析等に要する経費

③ 栽培実証を行った新品種等の製糖の実証に必要となる作業・調査賃金及び品質分析・製品評価に要する経費

④ 新品種等の品種の導入による生産性向上効果の測定及び生産者の経営改善効果の分析等に要する経費

⑤ 新品種等の産地導入のための栽培マニュアルの策定等新品種等の普及を図るための資料作成に要する経費

⑥ 新品種等の導入実証結果報告会の開催に要する経費

2 第1の1の(1)から(8)までの取組(実証、農業機械等の導入及びリース導入は除く。)の具体的な内容ごとに設定される補助率が、平成24年度にさとうきび等安定生産体制緊急確立事業により造成されたさとうきび増産基金の基金管理団体が当該事業に係る事業計画で定めている具体的な取組内容ごとの標準補助率(事業実施地区が鹿児島県内の場合には公益社団法人鹿児島県糖業振興協会が定めている補助率、事業実施地区が沖縄県内の場合には公益社団法人沖縄県糖業振興協会が定めている補助率という。)に比べ過大なものとならないものとする。

3 第1の1の(2)から(9)までに掲げる取組のうち、農業機械等の導入の場合は、農業機械等の実勢価格の6/10以内とし、リース導入の場合は、リース料の6/10以内とする。

4 第1の1の(2)から(9)までに掲げる取組のうち実証に係る取組は定額とする(ただし、上限事業費は、一地区当たり3,500千円とする。)

なお、農業機械等の改良を行う場合については、農業機械等の導入又はリース導入に要する経費は除くものとし、その補助率は3に準じるものとする。

5 第1の1の(10)を行う場合については、補助対象となる面積は令和2年産以降の生産を行う面積とし、補助金の額は10a当たり1回100円とする。

6 事業実施主体は、共同購入した資材・機材の適正な使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等々は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。

7 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

- (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
 - (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
 - (3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組
 - (4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (5) 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組。ただし、農業機械等の導入若しくはリース導入、農業機械等の改良、又は、当該農業機械等を用いた実証を行う場合は除く。
- 8 7の(5)の規定にかかわらず、地方農政局長等が特に必要と認めたもの(干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器具(灌水タンク等)を取得等)については、本事業の補助対象とすることができる。

9 申請できない経費

- (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費(月極の給与、賞与、退職金その他各種手当)
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 農業機械等の導入又はリース導入に係る取組を実施する場合、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。)

10 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体が、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めたときは、補助金の一部若しくは全部、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業による事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとし、その申請は交付要綱により行うものとする。

1 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

事業実施主体は、第1の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定の有無にかかわらず自らの責任において事業に着手するものとする。

2 農業機械等の導入及びリース導入を伴わない取組

事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第5の規定による申請書に着手年月日を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、次に掲げる年度の7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第4号により地方農政局長等に報告するものとする。

- (1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組や新品種等の実証については、事業実施年度の翌年度から成果目標年度の翌年度までの間、毎年度。
- (2) 農業機械等のリース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、導入の場合は事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度。

2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講ずることができる。

3 地方農政局長等は、第5の8の場合について確認するため、事業実施主体等に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第5号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評

価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

第9 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に地方農政局長等と協議して承認を得ること。

第10 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付す

るものとする。

(参考)

実施要綱別記1第1の1の取組例

取組事項	取組例
(1) 担い手の育成	就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通、外国人労働者の受け入れ体制の整備（研修など）、研修会の開催等の担い手の育成、農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積 等
(2) 農作業の受委託の推進	地域での合意形成、受託組織間の調整活動 等
(3) 地力増進対策	堆肥等の有機物の投入、緑肥施用、土壌改良資材の投入、深耕・心土破碎、土壌診断 等
(4) 機械化の推進	オペレーター及び作業員育成のための研修会の開催、資格取得支援、栽培管理機等の改良 等
(5) 自然災害による被害の軽減	共同かん水対策、点滴チューブ、かん水銃等の導入、採苗ほの設置、島内外からの代替苗の確保、防風・防潮林の整備の普及 等
(6) 種苗確保対策	優良品種採苗ほの設置、新品種の緊急増殖、地域の種苗体制の構築、側枝苗による種苗増殖、補植用一芽苗の利用推進、苗浸漬の推進 等
(7) 肥培管理対策	適期株出管理の推進、適期肥培管理の推進 等
(8) 病虫害防除対策	病虫害の一斉防除・共同防除の推進（薬剤防除、フェロモンチューブ、フェロモントラップ・誘殺灯設置、一斉防除に係る砕土委託 等
(9) 新品種の導入実証	糖度・単収の向上が期待される新品種等の普及に向けた栽培試験等の実施 等
(10) 病虫害の発生に備えた予防的取組	病虫害の早期発見のために地域ぐるみで行うほ場確認 等

※（２）から（８）までの取組において実証を行う場合は、実証の具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会等の開催、実施結果を踏まえたマニュアル等、取組の普及を図るために必要な資料の作成等を行うことができる。

※（４）の取組においては、（１）又は（２）と併せて行うものとし、資格取得支援については事業終了後３年間はオペレーター等になることが確実に見込まれること。

別添 1

実施要綱別記 1 の第 1 の 1 のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組の内容

農業機械等名
1 農業機械等 (1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む） (2) 株出管理作業機 (3) 苗植付機 (4) 乗用トラクター (5) 防除用機械 (6) 堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。） (7) 肥料散布機 (8) 耕うん用機械 (9) 砕土整地用機械 (10) 栽培管理用機械 (11) 搬出機 (12) 脱葉機 (13) 散水車（車と一体的なものに限る。）
2 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。） (1) 設置型農業用タンク (2) 灌水ポンプ (3) 灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー等）
3 その他の農業機械等 1 及び 2 に定める農業機械等のほか、地方農政局長等が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

ツマジロクサヨトウ等発生調査票

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 . . .	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
病害虫名		ツマジロクサヨトウ・ツマジロクサヨトウ以外 ()	
防除日時		月 日 () 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数	回目	1月～5月までの間 原則月1回ずつ実施	
調査日時	月 日 () 時 分～ 時 分		
食害・糞の有無	無 有 (被害株数)		
幼虫の有無	無 有 (寄生頭数)		

(注) ツマジロクサヨトウについては別添のチェックポイントを参考に発生状況を確認願います。

ツマジロクサヨトウ以外の病害虫については、各県の栽培指針や病害虫発生予察情報等を参考に発生状況を確認願います。

ツマジロクサヨトウ発生調査 チェックポイント

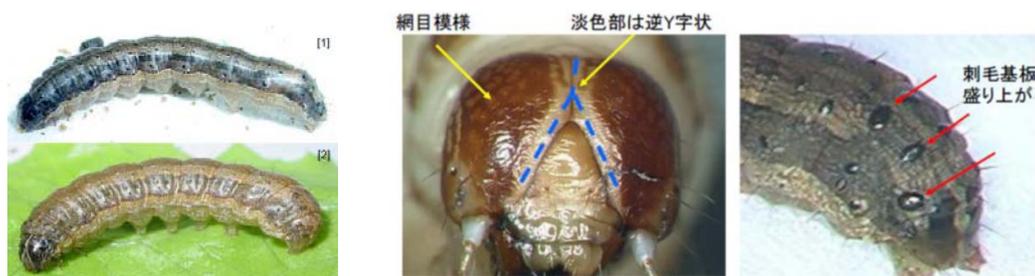
【点検方法】

- ①調査ごとに、各項目について点検を実施します。
- ②点検は、地域の発生調査計画に沿って行います。
- ③ツマジロクサヨトウの加害が多いと考えられる、発芽～生育初期の時期を中心に調査します。
- ③点検が終了した項目は、右側のチェック欄に✓を入れてください。
- ④病害虫が発生している場合又は、発生している可能性がある場合は、下段の備考欄にほ場や作物の状態をできるだけ詳細に記載してください。
- ⑤疑わしい害虫を発見した場合は、下記問い合わせ先に連絡してください。
- ⑥調査実施後のチェックポイント用紙は、事業終了時まで保存します。

<p>1 食害の確認</p> <p>調査ほ場の作物に食害がないか確認します。 幼齢期を中心に、葉の根元をよく確認してください。 楕円形の食害痕が多数みられる場合には、ツマジロクサヨトウの可能性が高いです。</p>		<input style="width: 100%; height: 100%;" type="checkbox"/>
<p>2 病害虫の糞の散在</p> <p>調査ほ場の作物に病害虫の糞とみられるものがないか確認します。 幼齢期を中心に、葉の根元やロール葉をよく確認してください。</p>		<input style="width: 100%; height: 100%;" type="checkbox"/>
<p>3 幼虫の確認</p> <p>調査ほ場の作物に病害虫とみられる幼虫がないか確認します。 幼齢期を中心に、葉の根元やロール葉をよく確認してください。 幼虫の特徴は、下記を参考にしてください。</p>		<input style="width: 100%; height: 100%;" type="checkbox"/>
<p>【備考】</p>		

【ツマジロクサヨトウの特徴】

- 幼虫は大きくなると体長約4cm、体色は下の写真のように変化があります。
- 頭部には網目模様があって「逆Y字」に見えます。
- おしり側に褐色や黒色で盛り上がっている部分があります。
- 若齢幼虫は区別できない場合があります。



(別記2)

でん粉原料用かんしょ産地対策事業

第1 事業の内容

でん粉原料用かんしょ等の生産性向上を目的とした以下の経費を助成するものとする。

1 新品種の早期普及

でん粉原料用かんしょの新品種である「こないしん」の早期普及を目的としたウイルスフリー苗等の購入・増殖、ほ場での種いも増殖及び農業者への配布に係る経費等。

2 ドローン等を使った防除技術の確立

最新技術の導入により効率的な防除技術を実施するために必要なドローン等の機械購入費用、当該実証を行うための会議・研修会等開催費及び実証ほ設置費等。

3 ほ場の地力対策

担い手農家等が離農農家等の農地にでん粉原料用かんしょを新たに植え付ける場合のほ場の土壌条件の整備に必要となる堆肥及び土壌改良資材の購入費用並びに深耕作業等の委託に必要な経費。

4 省力生産体系等の構築

(1) 生分解性マルチの導入促進

でん粉原料用かんしょに係るマルチはぎ作業の省力化と廃プラスチック処理経費の削減を目的とした生分解性マルチの購入経費。

(2) かんしょ生産省力機械の導入促進

かんしょ生産の省力化を図るための農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

ア 事業の対象となる農業機械等

(ア) プランター

(イ) 防除用機械

(ウ) 茎葉裁断機

(エ) ハーベスタ

(オ) 耕土改良用機械

(カ) マルチャー

(キ) マルチはぎ機

(ク) 育苗用機器（苗床造成機、一斉採苗機等）

(ケ) 乗用トラクター

イ アの(ケ)の導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

(ア) 専ら、でん粉原料用かんしょの生産に使用すること。

(イ) アの(イ)から(キ)までに掲げる農業機械のいずれかをけん引するためのものであり、当該機械とともに導入すること。

(ウ) 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

(エ) 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

第2 事業実施主体

別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 第1の1から3及び4の(1)の事業については、別表の事業実施主体欄の1から5までの者のみが実施できるものとする。
- 3 別表の事業実施主体欄の1、5及び11の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 4 別表の事業実施主体欄の4の者については、農業協同組合、地方公共団体等のでん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約があること。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

- (1) 作付面積を1%以上増加
- (2) 10a当たりの労働時間を10%以上削減
- (3) 10a当たり収量を2%以上増加
- (4) 3月植え及び4月植えの作付面積を1%以上増加

なお、(1)、(3)及び(4)については、でん粉原料用かんしょに限り目標として設定することができるものとする。

2 目標年度

目標年度は、第1の1から3まで及び4の(1)については、事業実施年度の翌年度、第1の4の(2)については、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。以下同じ。）の区域内とする。

4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 第1の4の(2)に取り組む場合は、以下のとおりとする。

ア 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。

イ 受益戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則

年間150日以上従事する者)をいう。以下同じ。)が5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。

ウ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

エ 事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要最小限なものであること。

オ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース導入についてはリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

カ 助成の対象となる農業機械等について、動産総合保険等の保険に加入すること。

キ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

ク 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

5 留意事項

農業機械等を導入する場合には、以下に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業費補助金交付要綱(令和元年〇月〇日付け元政統第〇〇号農林水産事務次官依命通知)(以下「交付要綱」という。)第20の3に定める財産管理台帳の写しを九州農政局長に提出するものとする。

九州農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合には、次によるものとする。

ア 貸し付けの方法及び貸し付けの対象となる者等については、九州農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費一補助金)／当該農業機械等の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。

・事業実施主体負担(事業費一補助金)／当該農業機械等の法定耐用年数+年間管理費

ウ 賃貸契約は、書面をもって行うものとする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第4 事務手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式第1号によって事業実施計画を作成し、九州農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業実施主体名
- (2) 事業実施地区
- (3) 事業実施年度
- (4) 成果目標
- (5) 事業内容
 - ア 用途別栽培面積、取組内容及び導入する農業機械等の規格・数量
 - イ 事業費及び負担区分
- (6) 収支予算
- (7) 受益農家名簿（第1の4の（2）のみ）

3 事業実施計画の承認

- (1) 九州農政局長は、第3の4の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、1により提出された事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、承認を受けたものとみなすものとする。

- (2) 九州農政局長は、（1）により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

4 県への情報提供

九州農政局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

第5 助成等

1 補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- (2) 第1の1から3まで及び4の（1）については、でん粉原料用かんしょの生産に係る取組のみ対象とする。
- (3) 第1の4の（2）については、導入の場合は購入価格、リース導入の場合はリース物件価格とする。

なお、購入契約及びリース契約は、事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 第4の3により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
 - イ リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。
- (4) 本事業に係るリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

2 補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大積算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

3 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

- (1) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
- (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (3) 事業実施主体の自己資金又はほかの助成により実施中の取組又は既に完了している取組

4 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

5 機械の納入に当たっては、強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）第1の6の(2)のイ 本対策における利益等排除についてを準用するものとする。

6 補助金の返還

九州農政局長は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の一部又は全部を減額し、若しくは既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業において導入された資材及び農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合
- (2) リース契約を解約又は解除した場合
- (3) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合
- (4) 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- (5) 九州農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (6) 締結されたリース契約が、第5に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかと

なった場合

(7) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は交付要綱により行うものとする。

事業実施主体は、第1の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、九州農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により九州農政局長に届け出るものとする。九州農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定の有無にかかわらず自らの責任において着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第5の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、次に掲げる年度の7月末日までに前年度における事業実施状況を別記様式第4号により九州農政局長に報告するものとする。

(1) 第1の1から3まで及び4の(1)については、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度。

(2) 第1の4の(2)については、リース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、導入の場合は事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度。

2 1により報告を受けた九州農政局長は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

3 九州農政局長は、第5の7に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第5号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに九州農政局長に報告するものとする。

2 九州農政局長による事業評価

(1) 点検評価

ア 九州農政局長は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

- イ 九州農政局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- ウ 九州農政局長は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- エ 九州農政局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに九州農政局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

九州農政局長は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

- ア 九州農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- イ 九州農政局長は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

(別記3)

かんしょ重要病害虫対策事業

第1 事業の内容

重要病害虫の防除の取組に必要な以下の経費を助成するものとする。

1 サツマイモ基腐病等対策

(1) ほ場の残渣処理

サツマイモ基腐病等に感染したほ場における次期作について当該病害のまん延リスクを最小限に抑えるため、当該病害に感染したつる、塊根その他の残渣を産業廃棄物として処理するために農業者が負担する経費。

(2) 健全な種いもの確保

サツマイモ基腐病等に感染した地域において、次期作に使用する健全な種いものが不足しているため当該病害が発生していない他の地域から健全な種いものを調達するための輸送費。

(3) 苗及び苗床の消毒

健全なかんしょ苗を生産するに当たって、当該苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等の購入経費。

(4) 種いも及び苗の罹病検査

次期作に使用する種いも及び苗がサツマイモ基腐病等に感染していないことを確認するための検査経費。

(5) 防除用機械の導入

重要病害虫対策を図るために農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

ア 事業の対象となる農業機械等

(ア) 防除用機械

(イ) マルチャー

(ウ) 深耕プラウ（概ね60センチメートル以上の反転耕が可能なものに限る。）

(エ) 整地用機械（ロータリーを除く。）

(オ) レーザーレベラー

(カ) 乗用トラクター

イ アの(イ)については(ア)と、(エ)については(ウ)と併せて導入するものに限る。

ウ アの(カ)の導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

(ア) 専らサツマイモ基腐病等の防除に係る取組に使用すること。

(イ) アの(ウ)、(エ)又は(オ)をけん引するためのものであり、これらの機械と併せて導入すること。

(ウ) 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

(エ) 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

(6) 被害が著しいほ場への対策

サツマイモ基腐病等のまん延により、令和元年産の単位面積当たり収量が、前年産に比べ、3割以上減収になったほ場に使用する以下の資材等について支援する。

なお、本取組の対象となるほ場面積は、次式により算定するものとする。

- ・前年産（A）：経営体ごとの総出荷量（全ての用途）を総作付面積で除した単位面積当たり収量
- ・令和元年産（B）：経営体ごとのサツマイモ基腐病等が発生したほ場（発生日合いの低いほ場は除外）の総出荷量（全ての用途）を当該ほ場の作付面積で除した単位面積当たり収量
- ・対象ほ場面積： $1 - (B \div A) = 0.3$ 以上の経営体のうち、Bを算定した際に用いたほ場の作付面積

また、前年産が災害等により低単収であることが証明できる場合は、前々年産を前年産として算定できるものとする。

ア 土壌消毒

土壌消毒のための薬剤（クロルピクリン、ダゾメット剤及びカーバムナトリウム塩剤に限る。）の購入経費。

イ マルチ導入

土壌消毒の際に土壌を被覆するポリマルチの購入経費。

ウ 堆肥の散布

土壌構造の改善を図るための堆肥の購入経費又は施用の委託経費。

エ ウイルスフリー苗又は健全な種いもの利用

ウイルスフリー苗（ウイルスフリー苗から増殖された苗を含む。）及びサツマイモ基腐病等に罹病していない種いもの購入経費。

オ 他作物の作付

著しい被害が出た年産の翌年にかんしょ以外の作物を栽培しサツマイモ基腐病菌等の密度を低減する取組（かんしょの再作付けを目的とするものに限る。）に係る経費。

カ 予防薬剤の散布

予防のための薬剤（銅水和剤及び炭酸水素ナトリウム・銅水和剤に限る。）の購入経費。

2 重要病害虫特別対策

1のほか、本取組の対象となる重要病害虫及びその防除に関する取組の具体的内容は、政策統括官が別に定めるものとする。

第2 事業実施主体

別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 別表の事業実施主体欄の1及び5の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。
- 3 別表の事業実施主体欄の4の者については、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。
- 4 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加
- (2) 重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10%以上削減

2 目標年度

目標年度は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度とする。ただし、第1の1の(5)については事業実施年度の翌々年度、第1の1の(6)のオの事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域の区域内にあって、かつ、サツマイモ基腐病が発生している市町村とする。ただし、第1の2の取組に係る事業実施地区については、政策統括官が別に定めるものとする。

4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 第1の1の(5)に取り組む場合は、以下のとおりとする。なお、事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - ア 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - イ 受益戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
 - ウ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等に鑑みて適正であること。
 - エ 事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要な最小限なものであること。
 - オ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース導入についてはリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
 - カ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入すること。
 - キ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

5 留意事項

農業機械等を導入する場合には、以下に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、甘味資源作物産地生産性向上緊急支

援事業費補助金交付要綱(令和元年〇月〇日付け元政統第〇〇号農林水産事務次官依命通知)
(以下「交付要綱」という。)第20の3に定める財産管理台帳の写しを九州農政局長に提出するものとする。

九州農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

ア 貸し付けの方法及び貸し付けの対象となる者等については、九州農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費一補助金) / 当該農業機械等の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内であるものとする。

ウ 賃貸契約は、書面をもって行うものとする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第4 事務手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、九州農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業実施主体名

(2) 事業実施地区

(3) 事業実施年度

(4) 成果目標

(5) 事業内容

ア 栽培面積、取組内容及び導入する農業機械等の規格・数量

イ 事業費及び負担区分

ウ 収支予算

(6) 受益農家名簿(第1の1の(5)及び(6)の取組並びに第1の2の取組のうち政策統括官が別に定める取組)

3 事業実施計画の承認

(1) 九州農政局長は、第3の4の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、1により提出された事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、承認を受けたものとみなす。

(2) 九州農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、

それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

4 県への情報提供

九州農政局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

第5 助成等

1 補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費であって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

2 令和元年産におけるサツマイモ基腐病等が発生したほ場において収穫作業が行われた日以降の取組のうち令和2年産に係る以下のもの（業者等に支払った領収書等証拠書類が保存されているものに限る。）については、令和2年産の営農開始に向けて緊急性が高いことに鑑み、交付決定の日にかかわらず、助成の対象とする。

（1）ほ場の残渣処理（重量、体積等処理規模が分かる証拠書類が保存されているものに限る。）

（2）健全な種いもの確保（事業実施主体自らが運送した場合は、種いもの調達先及び運送した数量が分かる書類が保存されているものに限る。）

（3）苗及び苗床の消毒

（4）種いも及び苗の罹病検査

（5）被害が著しいほ場への対策のうち土壌消毒、マルチ導入、堆肥の散布及びウイルスフリー苗又は健全な種いもの利用

3 第1の1の（5）については、導入の場合は購入価格、リース導入の場合はリース物件価格とする。

なお、購入契約及びリース契約は、事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 第4の3により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

イ リース導入の場合は、リース期間が、4年以上で法定耐用年数以内であること。

4 本事業に係るリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2$ 以内

イ $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2$ 以内

5 第1の1の（1）から（5）まで及び（6）のアからエまでについては、令和2年に作付けされるかんしょに係る取組とする。

6 補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 7 本事業の補助率については次のとおりとする。
- (1) 第1の1の(1)については、農業者が負担した額以内とする。
 - (2) 第1の1の(2)については、輸送した数量についてトン当たり7,000円（実際に要した費用が当該額未満であるときは当該実費に係る額）。
 - (3) 第1の1の(6)の補助率は、次のとおりとする。
 - 1) アについては、土壌消毒資材施用面積10アール当たり15,000円（実際に要した費用が当該額未満であるときは当該実費に係る額）。
 - 2) イについては、マルチ被覆面積10アール当たり3,500円（実際に要した費用が当該額未満であるときは当該実費に係る額）。
 - 3) ウについては、堆肥施用面積10アール当たり10,000円（実際に要した費用が当該額未満であるときは当該実費に係る額）。
 - 4) エについては、ウイルスフリー苗については本播植付面積10アール当たり10,000円（実際に要した費用が当該額未満であるときは当該実費に係る額）、種いもについては事業に要した経費の1/2以内。
 - 5) オについては、かんしょ以外の農作物作付面積10アール当たり30,000円。
 - 6) カについては、事業に要した経費の1/2以内。
 - (4) 第1の2の取組については、政策統括官が別に定めるものとする。
- 8 第1の1の(6)については、算式により算出された対象ほ場面積とアからカまでごとに実際に取り組んだ面積のいずれか小さい面積を対象にするものとする。
- なお、アからエまでの実際に取り組んだ面積は、アからエまでごとに購入資材の量を地域の標準的な面積単位当たり使用量で除した値に当該単位面積を乗じて得た面積とし、地域の標準的な単位面積当たり使用量は事業実施計画書に明記するものとする。
- 9 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、九州農政局長は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 10 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
- (1) 第1の1の(1)については、ほ場残渣と分別したポリマルチの処理費用。
 - (2) 第1の1の(6)のオに取り組むほ場は、第1の1に掲げる(1)及び(6)のオを除く全ての取組
 - (3) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
 - (4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (5) ほかの助成により実施中又は既に完了している取組
- 11 補助金の返還
- 九州農政局長は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について、返還を求めることができるものとする。
- (1) 本事業において導入された資材又は農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合

- (2) リース契約を解約又は解除した場合
- (3) 事業実施主体又はリース事業者が事業を中止した場合
- (4) 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- (5) 締結されたリース契約が、第5に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 九州農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (7) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は交付要綱により行うものとする。

事業実施主体は、第1の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、九州農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により九州農政局長に届け出るものとする。九州農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定の有無にかかわらず自らの責任において着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第5の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、次に掲げる年度の7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式4号により九州農政局長に報告するものとする。
 - (1) 第1の1の(1)から(4)まで及び(6)については、目標年度の翌年度までの間毎年度。
 - (2) 第1の1の(5)については、リース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、導入の場合は事業実施年度の翌年度から目標年度までの間毎年度。
- 2 1により報告を受けた九州農政局長は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。
- 3 九州農政局長は、第5の10に掲げる経費ではないことを確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第5号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、

その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに九州農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長による事業評価

(1) 点検評価

ア 九州農政局長は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 九州農政局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 九州農政局長は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 九州農政局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに九州農政局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

九州農政局長は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 九州農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 九州農政局長は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

第9 その他

事業実施主体は、購入したマルチを使用する生産者に対し、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針（平成7年10月23日食品流通局長通知）」に基づき、使用済マルチを適正に処理するよう指導するものとする。

(別記4)

砂糖製造業等生産性向上支援事業
(分みつ糖工場生産性向上支援事業)

第1 事業の内容

本事業は、地域経済を支える重要な産業である製糖業において、今般の働き方改革の動向を踏まえ、分みつ糖工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組を実施するために必要な経費を助成するものとする。

1 検討会の開催

分みつ糖工場の労働効率の向上を実効性のあるものにするための課題の抽出、課題の解決指針の策定、事業報告書の作成等を行うため、製糖業関係者に加え、学識経験者等を始めとする外部有識者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

2 先進企業・産地等現地調査の実施

分みつ糖製造業や類似産業における労働効率の向上に向けた先進的な取組に加え、企業と産地の協力体制及び他産地や他産業における先進的な省力化の取組等に関する情報を収集するため調査を実施する。

3 労働効率向上計画の作成とその試行

操業体制の見直しが必要な工場を対象に、専門家やコンサルタントを派遣し、工場の人員配置や設備等の操業体制、職員の技能向上及び産地との協力のあり方等に関する検討・検証を行い、それに基づき労働効率向上計画（以下「向上計画」という。）を作成の上、当該向上計画を試行する。

向上計画においては、3年後を目標とした、労働時間削減及び労働生産性向上に関する年度ごとの目標（例：分みつ糖工場の1人当たり残業時間を20%以上削減、分みつ糖工場の労働生産性を10%以上増加）を設定し、今後の操業体制に向けた年度毎の実施計画を作成する。

(主な向上計画の内容例)

- ・ 現状の操業体制を見直した人員配置
- ・ 2交替制から一部工程を3交替制へ変更
- ・ 製糖時期を延長した操業体制
- ・ 省力化できる工程の改修計画 等

4 人材募集の実施

地方自治体等との連携を図りつつ、人材募集イベントの実施・参加、他産地や他産業と協力した人材確保に向けた調整、外国人・女性等の円滑な採用に向けた対応などの更なる人材確保及び多能工の育成に向けた取組を行う。

5 マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、分みつ糖工場の労働効率・生産性向上に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

第2 事業実施主体

別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 別表の事業実施主体欄の1の者については、製糖企業のほか農業協同組合、地方公共団体等のさとうきび又はてん菜の生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 3 別表の事業実施主体欄の2の者については、当該事業実施主体は、さとうきび、てん菜の製糖業を振興する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 4 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

(1) 残業時間の削減

分みつ糖工場の製糖期間における1人当たり残業時間を平均月80時間以下に抑制

(2) 労働生産性の増加

分みつ糖工場の労働生産性を10%以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、分みつ糖工場の労働効率の向上や安定的な人材の確保に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。

第4 事務手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当

該事業実施主体の主たる受益地区が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業実施主体名
- (2) 事業実施地区
- (3) 事業実施年度
- (4) 成果目標
- (5) 事業内容
 - ア 取組内容
 - イ 取組規模
 - ウ 事業費及び負担区分
- (6) 収支予算
- (7) 協力体制

3 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、第3の3の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、1により提出された事業実施計画書の承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、承認を受けたものとみなす。

- (2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

4 道県への情報提供

地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する道県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた道県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

5 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (4) 成果目標の変更

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記8に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記8の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を

実施したものとみなすものとする。

- 2 補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 事業実施主体は、資材・機材の使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
 - (1) ほかの助成により実施中又は実施予定となっている取組
 - (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (3) 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組
- 5 補助金の返還
地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について返還を求めることができるものとする。
 - (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
 - (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
 - (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
 - (4) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業費補助金交付要綱（令和〇年〇月〇日付け元政統第〇〇号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

事業実施主体は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合は、交付決定前に着手することができるものとし、当該場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合、交付決定の有無にかか

ならず自らの責任において着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第○の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から成果目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第4号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される等の場合には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講ずることができる。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第5号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行

われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

第9 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。

第10 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を地方農政局長等に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(別記5)

砂糖製造業等生産性向上支援事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業)

第1 事業の内容

本事業は、地域経済を支える重要な産業である国内産いもでん粉製造業において、今般の働き方改革の動向を踏まえ、国内産いもでん粉工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を助成するものとする。

1 省力化・効率化機器の導入

国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入

2 労働効率向上調査等

国内産いもでん粉製造事業者、物流事業者、実需者、学識経験者等により構成される検討会の開催及び効率的な輸送体制の確立を図るために必要な調査・実証

第2 事業実施主体

別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 3 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

(1) 第1の1の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉工場の労働生産性を2%以上向上することとする。

(2) 第1の2の取組を実施する場合は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

ア 国内産いもでん粉の荷役作業時間を10%以上削減

イ 国内産いもでん粉工場のでん粉製造期間における1人当たり残業時間を月平均80時間以下に抑制

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。

第4 事務手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式第1号別添5により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる受益地区が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業実施主体名
- (2) 事業実施地区
- (3) 事業実施年度
- (4) 成果目標
- (5) 事業内容

ア 第1の1の取組を実施する場合は、導入する機器

イ 第1の2の取組を実施する場合は、その取組内容

ウ 事業費及び負担区分

(6) 収支予算

3 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、第3の3の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、1により提出された事業実施計画書の承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、承認を受けたものとみなす。

- (2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

4 道県への情報提供

地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する道県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた道県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

- (1) 第1の1の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入に要する経費とする。
- (2) 第1の2の取組を実施する場合は、検討会の開催等に要する経費並びに労働効率向上のための調査に必要な旅費、謝金、作業機械等の借上費及び流通資材等の購入に要する経費とする。
- 2 補助の対象となる第1の1の省力化・効率化機器は、次に掲げる基準をみたすものとする。
 - (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のものであること
 - (2) 既存の機器の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと
- 3 補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 4 次の経費は本事業の助成の対象としない。
 - (1) 事業実施主体の自己資金又はほかの助成により実施中又は実施予定となっている取組に要する経費。
 - (2) 施設の附帯施設のための整備のための経費。
 - (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。
 - (4) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 5 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について返還を求めることができるものとする。

 - (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
 - (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
 - (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
 - (4) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業費補助金交付要綱（令和2年1月30日付け元政統第1463号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

事業実施主体は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合は、交付決定前に着手することができるものとし、当該場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合、交付決定の有無にかかわらず自らの責任において着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第〇の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から成果目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第4号別添5により地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講ずることができる。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第5号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた

方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

(別記6)

砂糖製造業等生産性向上整備事業
(分みつ糖工場生産性向上整備事業)

第1 事業の内容

本事業は、国内の分みつ糖工場の「働き方改革」・人材不足解消等を促進するため、国内産糖の製造に係る設備等のうち、省力化・効率化に資する既存設備の改良及び宿舍等の導入に必要な経費を助成する。

第2 事業実施主体

別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 3 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

- 1 成果目標
成果目標は、分みつ糖工場の労働生産性の2%以上の向上とする。
- 2 目標年度
目標年度は、令和5年度とする。
- 3 事業実施計画の採択要件は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
 - (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
 - (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
 - (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。

第4 事務手続

1 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該実施主体の主たる事務所が存在する区域を管轄する地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市長村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、第2の3の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、1により提出された事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。
 - (2) 本事業における費用対効果については、別記6-1に定める手法により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。
 - (3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用して定量的に費用効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。
- ## 4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 施設及び設備の変更
 - (4) 事業費の3割を超える増減

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、国内の分みつ糖の製造に係る設備等のうち、省力化・効率化に資する既存設備の改良及び宿舍等の導入に要する経費とする。
- 2 補助の対象となる設備等は、次に掲げる基準をみたすものとする。
 - (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。
 - (2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。
- 3 補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 4 事業実施主体の自己資金又は他の助成により実施中の取組又は既に終了している取組に要する経費については、補助対象外とする。
- 5 補助金の返還
地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従

って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、補助金の一部若しくは全部、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業費補助金交付要綱（令和〇年〇月〇日付け元政統第〇〇号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

事業実施主体は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合は、交付決定前に着手することができるものとし、当該場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合、交付決定の有無にかかわらず自らの責任において着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第5の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本対策の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第4号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第5号により自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 事業評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施

計画書等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

(別記6-1)

砂糖製造業等生産性向上整備事業（分みつ糖工場生産性向上整備事業）に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

砂糖製造業等生産性向上整備事業（分みつ糖工場生産性向上整備事業）に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表1参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画（別記様式第1号別添6）の内容と整合性のとれたものでなければならない。

3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の省力化のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 分みつ糖製造の省力化に係る効果

(1) 効果の内容

分みつ糖製造の省力化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

省力化のための設備導入により、工場の稼働率が向上し、製造コストが削減する効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

省力化のための設備導入により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

(2) 算出方法

分みつ糖製造の向上に係る効果の年効果額は、次のア、イ及び(3)により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の分みつ糖の年間1トン当たり製造コストと整備後の年間1トン当たり製造コストの差とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とする。

(3) その他の効果

(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

2 その他の効果

1に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第7号により行うものとする。

別表1
還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500

14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

(別記 7)

砂糖製造業等生産性向上事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業)

第 1 事業の内容

本事業は、国内産いもでん粉工場の労働生産の向上、衛生管理の高度化、輸出の拡大等を促進するため、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成する。

第 2 事業実施主体

別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 3 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

第 3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から 1 つ以上設定することとする。

- (1) 国内産いもでん粉工場の労働生産性の 2 % 以上向上
- (2) 国内産いもでん粉工場の HACCP 等認定（民間認証を含む。）の取得又は HACCP に沿った衛生管理の実施
- (3) 国内産いもでん粉工場におけるでん粉出荷量に占める輸出量の 2 % 以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、1 の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1 の成果目標の達成に直結するものであること。

4 留意事項

本事業の施設整備等に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第 4 事務の実施手続

1 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、別記様式第 1 号別添 7 により事業実施計画を作成し、当該実

施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 地方農政局長等は、第3の3の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、1により提出された事業実施計画の承認を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施計画の承認を行った場合、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 費用対効果分析

(1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。

(2) 本事業における費用対効果については、別記7-1「国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

4 道県への情報提供

地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する道県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた道県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

第5 助成等

1 補助対象経費は、いもでん粉の製造等に係る設備のうち、労働生産性の向上、衛生管理の高度化及び輸出の拡大等に向けた施設の新設や既存施設の改修等のために必要な経費を助成とする。

(1) 製造施設

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力制御、給水、ボイラー、換気・空調・集塵等に係る設備及び機器

(2) 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池等の設備及び機器

(3) 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物

2 1の施設等は、次に掲げる基準をみたすものとする。

(1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施行又は直営施行、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。

3 補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

4 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中又は実施予定となっている取組に要する経費。

(2) 既存施設等の代替として同種・同能力のものを再度導入するための経費（いわゆる更新と見込まれる場合）。

(3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。

(4) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。

(5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）。

5 補助金の返還

地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業費補助金交付要綱（令和2年1月30日付け元政統第1463号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

事業実施主体は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつ

やむを得ない事情がある場合は、交付決定前に着手することができるものとし、当該場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合、交付決定の有無にかかわらず自らの責任において着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第〇の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末までに前年度における実施状況を、別記様式第4号別添7により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第5号により自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 事業評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画書等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に

対し、別記様式第6号別添2に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

(別記7-1)

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額(以下「廃用損失額」という。)がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\} \quad (\text{別表1参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画(別記様式第1号別添7)の内容と整合性のとれたものでなければならない。

3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の省力化のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 いもでん粉製造の省力化、衛生管理高度化及び輸出拡大に係る効果

(1) 効果の内容

いもでん粉製造の省力化に係る効果はア及びイ、衛生管理の高度化に係る効果はア、イ及びウ、輸出拡大に係る効果はア、イ及びエに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

設備改修・整備により、工場の稼働率が向上し、製造コストが削減される効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

設備改修・整備により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

ウ 品質向上効果

設備改修・整備により、でん粉の品質が向上し、工場の販売額が増加する効果

エ 輸出増加効果

設備改修・整備により、輸出向けでん粉の生産量が増加し、工場等の販売額が増加する効果

(2) 算出方法

いもでん粉製造の向上に係る効果の年効果額は、次のアからエ及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在のいもでん粉の1トン当たり製造コストと整備後の1トン当たり製造コストの差に年間製造数量を乗じた額

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費の差

ウ 品質向上効果

現在のいもでん粉の1トン当たり販売価格と整備後の1トン当たり販売価格の差に年間製造数量を乗じた額

エ 輸出増加効果

現在のいもでん粉の1トン当たり国内向け販売価格と整備後の1トンあたり輸出向け販売価格の差に年間輸出量を乗じた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき国が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第7-1号により行うものとする。

別表1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

(別記8) (別記1のうち「農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組」又は「新品種等の実証」、別記5の1関係)
補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上。該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	<p>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
	通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	<p>事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器及びほ場等の借上経費</p>	
	印刷製本費	<p>事業を実施するために直接必要な資料等の印刷</p>	

		費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の購入経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の購入経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査研修旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表及び研修会の受講等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供及	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		び資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用通知書等により本事業に従事したことを明らかにすること。 ・ 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施及び取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、別記5の1第1の（4）の人材育成のための研修等を委託により行う場合はこの限りではない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、別記5の1の取組においては、この限りではない。
役務費		事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果としては成り立たない調査・管理、分析、試験、加工等を専ら行う経費	

雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等々の経費	
処分費	処分料	新品種の導入実証の取組において、未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費	・未譲渡性の担保を目的に行う処分料以外は、補助の対象外とする。

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合